

3/31
まで

離婚などで子どもの養育者となった方へ
子育て世帯臨時特別給付金を
支給します

2月28日までに、離婚などにより子どもの養育者となった方のうち、給付金を受け取っていない方へも新たに支給できることとなりました。下記の表をご確認の上、申請書の提出をお願いします。

また、高校生相当の子どものみを養育している方および公務員の方で、申請がお済みでない方も申請書の提出をお願いします。

給付額

子ども1人につき10万円

申請方法 申請書に必要書類を添え、3月31日(木)までに子育て支援課窓口へ。郵送可。

※3月中に生まれた子どもについては4月15日(金)まで

送り先 〒016-8501 能代市上

町1-3 子育て支援課

問合せ 子育て支援課

☎ 89・2946



市ホームページ

申請書の提出が必要な方	子どもの年齢など	支給金額	申請期限
離婚などにより子どもの養育者となった方で給付金を受け取っていない方など	中学生以下の子ども (令和3年9月1日～令和4年2月28日に離婚などをされた方)	子ども 1人につき 10万円	令和4年3月31日(木) ※令和4年3月中に生まれた子どもについては4月15日(金)まで
	高校生相当の子ども (令和3年10月1日～令和4年2月28日に離婚などをされた方)		
上記に該当しない方で未申請の方	公務員以外	高校生相当(既婚者を除く)で、中学生以下の兄弟などがいない子ども	
	公務員		

福祉医療制度についてのご案内

重度心身障害(児)者の
マル福カードを郵送します

問合せ

市民保険課 ☎ 89・2159
地域局市民福祉課 ☎ 73・2114

身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aを所持し、白いマル福カードをお持ちの方は、3月31日(木)でカードの有効期限が切れます。

3月下旬に新しいマル福カードを郵送しますので、4月1日以降は新しいカードをお使いください。

●お持ちの健康保険証

が変わった場合……

マル福カードをお持ちの方で健康保険証が変わったときは、届け出が必要です。新しい保険証の提示をお願いします。

届け出場所

・本庁舎市民保険課

①～④番窓口

・地域局市民福祉課②番窓口

届け出に必要なもの

・福祉医療費受給者証

(マル福カード)

・健康保険証

・身体障害者手帳など

(お持ちの方のみ)

●福祉医療制度について……

福祉医療制度とは、病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額(入院時食事代、差額ベッド代、保険外治療などを除く)の一部または全額を助成する制度です。助成を受けるためには申請が必要です。左記の表のとおり、対象によ

って所得制限などの有無が異なります。詳しくはお問い合わせください。



対象	要件	備考
乳幼児および小中学生	0歳児から中学校修了までの子ども	所得制限なし
高校生など	非課税世帯または市民税所得割非課税世帯	社会保険本人は非該当
ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	<ul style="list-style-type: none"> 母子、父子家庭の児童 父母がいない児童 父や母が一定の障害認定を受けている家庭の児童 	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限あり 社会保険本人は非該当
重度心身障害(児)者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～3級を持っている方 療育手帳Aを持っている方 	社会保険本人のみ所得制限あり
高齢身体障害者	65歳以上で身体障害者手帳4～6級を持っている方	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限あり 社会保険本人は非該当